



発 監 第 3 号

平成 29 年 2 月 13 日

琴浦町長 山下 一郎 様

琴浦町監査委員 山根 弘和

同 桑本 始



随時監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

随時監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

随時監査(地方自治法第199条第5項)

2 監査の実施内容

10月21日に発生した“鳥取県中部地震”では、琴浦町は幸い他市町に比べ被害が少なかったものの、いくつかの防災上の課題が残った。本町の地域防災計画、業務継続計画(BCP)の見直し・改善を図るとともに、個別課題の対応、実施訓練の必要性等について監査を行った。

3 監査の実施方法

すべての課(局・室)より各計画の見直し・改善・検討状況、各課が考える個別課題等について、聞き取りを実施(総務課防災担当は全課の聞き取りに同席)。

4 監査の実施場所及び日時

(1)実施場所

監査委員室

(2)日程

平成29年1月20日(金)及び23日(月)の2日間

5 監査を執行した監査委員名

琴浦町識見監査委員 山根 弘 和

琴浦町議選監査委員 桑本 始

第2 監査の結果及び意見

監査の結果は、以下に記述したとおり、検討すべき事象が見られたので、今後については適切に対応されたい。

①地域防災計画及び業務継続計画の見直し実施

本町では、災害対策基本法第42条の規定により、住民の生命、身体、及び財産の保護と安全を図るため、災害の防止及び被害の軽減並びに災害復旧のための諸施策に関する基本的事項を総合的に定め、もって防災活動の効果的な実施を図ることを目的として「琴浦町地域防災計画」を策定している。さらに、町が行う災害時優先業務を実施する体制を確保す

るため、事前に必要な資源の確保・配分や対策を定めることにより、災害発生後の業務立上げ時期の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図る計画として「琴浦町BCP(業務継続計画)」を策定している。

地域防災計画(計画編)(平成27年7月)第3節「町の自然条件と災害」には、昨年10月に発生した鳥取県中部地震を追加するなどの見直しが必要である。さらに、業務継続計画<地震・津波編>平成25年3月「交通」の項には、山陰道が平成25年には開通予定で…、また「衛星携帯電話」の項には、25年度に2台配置予定等の記述がそのままである。

法令の改正や国県の計画見直しに基づく変更はもとより、町独自に随時、各計画の見直しを行い、内容の充実を図り、町民の安全安心の一層の増進に努められたい。

②役場本庁舎等の代替施設の具体的検討

現行の業務継続計画では、本庁舎の代替候補施設は生涯学習センターとなっているが、すべての機能をセンターに移すのか、防災会議室もセンターに設置するのか、分庁舎をどう活用するのか、他の施設の利用はどの程度可能なのかなど、各施設の機能・役割、収容能力等とともに、改めて検討する必要があると思われる。

また、分庁舎や生涯学習センター等が被災した場合についても、検討の上、併せて計画に含められたい。

さらに、議会本会議場が使用不能となった場合は、被害の状況に応じて、分庁舎や生涯学習センターなど町有施設のうち、40人収容可能な会議室を利用し、ワイヤレスマイク、会議録作成のためのICレコーダー等を使用することにより、議会開催は可能であり、今後、月例報告会等の機会での訓練予定とのことである。

訓練結果等を踏まえ、具体的事項を計画に盛り込まれたい。

③防災会議室の機能点検・確認

業務継続計画では、平常時の事前対策として、電話、防災行政無線、パソコン、プリンター等の機器の整備・点検を定期的に行うとされている。

特に、防災会議室は、災害対応の拠点として、日頃の点検は他の場所以上に重要であり、電話回線は十分確保されているかどうか、災害時に、電話、パソコン、プリンター等の1階執務室等からの移動及び設置は円滑に実施できるか、各種機器の稼働に問題はないか、などの点検・確認が必要である。

防災会議室を利用した訓練の実施等とともに、事前準備に万全を期されたい。

④行政ネットワークシステム不稼働時の対応検討

戸籍住民登録、町税賦課徴収など様々な分野で行政ネットワークシステムを活用した業務を行っており、災害等でシステムが長期にわたり使用できなくなれば、たちまち業務に支

障をきたし、住民サービスに多大な影響を及ぼす。

業務継続計画には、停電等によりパソコンが起動しない場合、様式等をあらかじめ準備して手作業等による業務実施方法の検討準備を行う旨の記述はある。また、ボトルネック(隘路・障害)及びその解消例として、情報システムの使用不能、バックアップ(予備・応援)の確保とある。

情報を提供するコンピューター(サーバー)が複数設置してあるとしても、大規模災害等が発生した場合、長期間システムが稼働しないことも想定される。その場合に備えて、事前準備、データ収集、事務処理、サービス提供等について、業務ごとに対応を検討し、その結果を計画に反映する必要があると思われる。

⑤ホームページによる災害情報発信

災害発生時には、即時性のある防災行政無線などでの情報発信が有効である一方、災害発生後には、情報量が豊富、かつ広範囲への情報提供が可能な自治体ホームページの活用が重要となってくる。

本町のホームページを確認したところ、町の対応状況、町内の道路の状況、り災(被災)証明の申請受付など、各担当課が情報発信に努められてはいるが、全体として記事の書式が統一的でなく、また、情報がカテゴリー別(震災関連情報、震災復旧支援情報、証明申請など)でなく掲載順に並んでいるなど、読み手にとっていささか不親切であり、配慮が必要な面が見受けられた。

ホームページによる情報発信の長所として、災害情報から生活情報等まで多様な情報を掲載できる“情報量の豊富さ”、地域住民はもとより町外に在住する家族や親戚へも情報発信できる“範囲の広さ”、文字情報だけでなく音声情報、静止画像、動画情報などを発信でき、また国や県をはじめとする関係機関のホームページと連携(リンク)が容易であるという“情報形態の豊富さ”、時々刻々と変わる状況に合わせて効率的に情報を更新できる“更新のしやすさ”、検索エンジンのキーワード検索を用いることで目的の情報を探し出すことができる“情報の探しやすさ”などが挙げられる。

これらを踏まえ、有事の際に円滑に情報発信が出来るよう、予め情報を洗い出し、雛形を作成しておくなど、防災係を中心に各担当課と協議されたい。

⑥高齢者、障がい者、外国人等への広報、避難行動支援

災害が発生する恐れのある場合、高齢者、障がい者、外国人等への広報については、消防団員、ホームヘルパー、ケアマネージャー、民生児童委員、区長等の活動を通じて行うものとされ、町は避難行動要支援者本人の同意を得た上で、関係先に要支援者名簿を提供し、情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとされている。

自主防災組織は、地域防災の重要な役割を担う団体であるが、現時点での組織化は十

分ではなく、組織率の向上が課題である。また、避難支援に携わるケアマネージャーや自治会組織(自主防災組織)、民生児童委員、消防団、警察署など、関係機関の相互の連携が重要である。町内の先進的取組事例の紹介等を含め、計画に明記されたい。

また、役場窓口では「外国人のためのはじめての防災ハンドブック」を配布しており、英語、中国語、タガログ語の3言語が記載され、連絡先は鳥取、倉吉、米子の鳥取県国際交流財団事務所となっている。

本町に多いベトナム人や韓国・朝鮮人の方などへの対応や、町内での連絡先の周知など、外国人雇用企業等とも連携を図りながら、外国人への更なる支援の充実を図られたい。

⑦学校給食施設被災時の代替措置

計画では、給食施設が被災したときは、被災状況の把握、対策・措置の実施等により、早期の開始に努力し、状況によっては給食の一時中止措置も考慮するとされている。

本町学校給食センターが、地震等により長期にわたり使用できないことも想定され、その場合の代替施設として、受託事業者が調理を行う近隣の施設、調理可能な町有施設、町内企業・団体施設、県立琴の浦高等特別支援学校等の利用可能性について検討し、児童生徒への影響、負担の軽減を図る必要がある。

⑧災害時応援協定等の計画への記載

平成25年、鳥取県町村会と徳島県町村会は危険事象発生時相互応援協定を、中部定住自立圏と滋賀県湖東定住自立圏は災害時相互応援協定を結んでいる。

また、給水については、県および近隣市町村のほかに、日本水道協会を通じて他県からの応援が行われるなど、各団体との連携が図られている。

災害時の応援協定や各団体等との連携等について、計画の中に記載されたい。